

別添 8（農林水産関係試験研究機関緊急整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るためには、これら被災地域の産業を復興させる必要がある。

このため、農林水産業を基幹産業とする東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）の農林水産業を技術面から支えている同項に規定する特定都道府県（以下「特定都道府県」という。）の農林水産試験研究機関について、その施設等の整備を支援するものとする。

第 2 事業内容

本事業で実施する事業の種類及び内容は、次のいずれかとする。

1 農業関係試験研究機関緊急整備

緊急に整備することが必要な特定都道府県の農業関係試験研究施設等（研究棟、実験温室等）の整備に対する補助

2 森林・林業関係試験研究機関緊急整備

緊急に整備することが必要な特定都道府県の森林・林業関係試験研究施設等（研究棟、試験用木材加工施設等）の整備に対する補助

3 水産関係試験研究機関緊急整備

緊急に整備することが必要な特定都道府県の水産関係試験研究施設等（研究棟、調査用船舶等）の整備に対する補助

第 3 事業実施主体

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（以下「農林水産省交付要綱」という。）第4の3又は東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（以下「農林水産省基金交付要綱」という。）第5の3に規定する事業実施主体は、特定都道府県及び特定都道府県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人であって、かつ、同法第21条第1号に掲げる業務を行う地方独立行政法人をいう。）とする。

第4 事業実施要件

農林水産省交付要綱第4の3又は農林水産省基金交付要綱第5の3に規定する実施要件は、次のとおりとする。

- (1) 東日本大震災復興交付金制度要綱第1の3に規定する復興交付金事業計画において、被災地域の農林水産業の復興に関する目標が掲げられていること。
- (2) 当該目標を達成するために、当該、被災地域の農林水産業を技術面から支えている特定都道府県の農林水産試験研究機関の施設等を緊急に整備する必要があると認められること。

第5 事業実施手続

1 交付申請

- (1) 交付申請に添付する書類の作成及び提出

交付申請者は、農林水産省交付要綱第6の1又は農林水産省基金交付要綱第7の1に規定する申請書の提出に当たっては、次に掲げる事項に係る書類を別紙様式により作成し、申請書に添付するものとする。

ア 事業の目的

イ 整備内容

(ア) 整備期間

(イ) 設置場所

(ウ) 施設・設備の名称

(エ) (ウ) の型式又は仕様

(オ) (ウ) の数量又は面積

(カ) 位置図、設計図その他これらに類するもの

- (2) 実施要件の確認等に必要な関係書類の作成及び提出

農林水産省交付要綱第6の2又は農林水産省基金交付要綱第7の2に規定する実施要件の確認等に必要な関係書類は、次に掲げる事項に係る書類とする。

ア 東日本大震災復興交付金制度要綱第1の3に規定する復興交付金事業計画又は特定都道府県が策定する復興計画のうち、本事業に係る箇所の抜粋

イ 事業実施前の写真

2 交付申請の変更

交付申請者は、農林水産省交付要綱第8の1又は農林水産省基金交付要綱第10の1に規定する変更承認申請書の提出に当たっては、前項第1号に準じて作成した書類を添付するものとする。

第6 実績報告

交付金の交付を受けた者は、農林水産省交付要綱第14の1又は農林水産省基金交付要綱第19の1に規定する実績報告の提出に当たっては、整備状況を示す写真を添付するものとする。

第7 助成

農林水産大臣は、本事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、助成するものとする。

その対象となる経費は次のとおりとする。

(1) 施設整備費

- ア 設計・管理費
- イ 本工事費
- ウ 建物検査費
- エ 附帯工事費

(2) 設備整備費

- ア 試験研究用機械器具費
- イ 観測用機械器具費
- ウ 調査用船舶費

第8 その他

この別添に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、関係局庁の長が定めるものとする。

(別紙様式)

番 号
年月日

農林水産大臣 宛て

特定都道府県の長の氏名 印

交付申請に当たって添付する書類の提出

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）の別添8「農林水産関係試験研究機関緊急整備事業に係る運用」第6の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 農業関係試験研究機関緊急整備の事業の目的
- 2 森林・林業関係試験研究機関緊急整備の事業の目的
- 3 水産関係試験研究機関緊急整備の事業の目的

(注) 位置図、設計図、その他これらに類するものを添付すること。

4 整備内容

実施する事業の種類	(ア) 整備期間	(イ) 設置場所	(ウ) 施設・設備の名称	(エ) (ウ) の型式又は仕様	(オ) (ウ) の数量又は面積